

議第129号

公立大学法人京都市立芸術大学定款の変更について

公立大学法人京都市立芸術大学定款の一部を次のように変更する。

令和6年9月24日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

第16条第1号中「及び法第27条第1項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）の策定」を削る。

第21条第1号及び第26条第1号中「及び年度計画の策定」を削る。

附 則

この定款の変更は、令和7年1月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、理事会における議決事項及び経営審議会等における審議事項を変更する必要があるので提案する。